

第4次河内長野市 行財政改革大綱

素案

—市民と共に進める新たな自治の創造—

「わがまちの魅力アップに向けて」



大阪府河内長野市

もくじ

第1章 行財政改革の経緯と今後の行財政改革の方向性	P 1
(1) 行財政改革の経緯	P 1
①これまでの取組み	P 1
②行財政を取り巻く現状と課題	P 2
(2) 今後の行財政改革の方向性	P 3
第2章 行財政改革大綱の構成	P 4
第3章 行財政改革大綱の基本方針	P 5
第4章 改革の視点及び重点項目、取組み項目	P 6
<改革の視点Ⅰ. 協働型行政の推進>	
～将来に希望を持てるまちの実現に向けた新たな公共を築きます～	P 6
<改革の視点Ⅱ. 行政運営の改革>	
～新たな公共における適正な行政サービスを提供します～	P 9
<改革の視点Ⅲ. 持続可能な財政構造の実現>	
～新たな時代に対応できる財政体質に改善します～	P 14
第5章 実施期間	P 18
第6章 行財政改革の推進と進行管理	P 18
用語解説	P 19



(1) 行財政改革の経緯

①これまでの取組み

河内長野市では、多様化する市民ニーズや地方分権、ＩＣＴ化などの環境変化に対応するとともに、自らの変革により行政運営を行う総合的な行財政システムの構築を進めるために、平成10年度に策定した第1次行政改革大綱では、「市民との協働」、「環境変化への対応」、「効率的・効果的な行財政運営」、「推進体制の確立」の4つの視点を持って、平成10年度から平成14年度までを計画期間として改革に取り組みました。

この考え方は、平成15年度に策定した第2次行政改革大綱（計画期間：平成15年度～平成19年度）に引き継ぎ、平成19年度策定の第3次行政改革大綱（計画期間：平成20年度～平成24年度）では、第2次大綱時よりも、さらに厳しい財政状況の中で本市のまちづくりの指針である第4次総合計画を推進するため、市民と行政が共に考え、それぞれの責任と役割を果たしていく新たな自治の仕組みづくりと財源確保が必要でありました。

そこで、「行政主導型」から「協働型行政」への転換、「選択と集中」によって行政サービスの量的拡大から質的充実を図る行政運営への転換、徹底した財政の健全化を図るという基本方針に基づき、市政全般の改革と第2次財政健全化プログラムを策定し、これまで計画に取り組んできました。

その結果、財政健全化の取組みにより確保できた財源の一部を活用し、総合計画の「環境調和都市」、「共生共感都市」、「元気創造都市」、「安全安心都市」及び「自律協働都市」の5つの「まちづくりの目標」に沿って、「ごみの排出抑制、資源化へ向けた計画策定」、「妊婦健康診査の公費負担の拡充」、「子ども医療費助成の充実」、「小中学校図書（蔵書数）の充実、学校図書館司書の配置」、「新婚世帯転入促進等補助事業」及び「地域の課題の共有、情報交換し合うための『まちづくり交流会』の開催」など時代に適合した市民サービスの再構築を行ってきました。

大綱の具体的取組み状況については、実施計画に掲げた142項目の中で平成22年度末の中間報告時点では、「市ホームページの見直し」、「協働の事業化を進めるための仕組みづくり」や「地域包括支援センター運営業務の民間委託」など109項目を達成し、財政の健全化効果額では平成20年度から平成22年度までの3年間の累計額は目標額18億8,700万円に対して約16億6,000万円の効果を得ることができました。

②行財政を取り巻く現状と課題

これまでの国の三位一体改革による地方交付税の削減、生活保護費や介護保険など社会保障関係経費が増加するなか、社会環境の変化、またこれに伴う市民ニーズの変化に対し的確に対応するため、第3次行財政改革大綱の下に第2次財政健全化プログラムを平成19年度に策定し、既存施策の見直しと併せ、現在の社会情勢に適合した市民サービスの再構築を行ってきました。

第2次財政健全化プログラムによる一定の効果とともに、景気回復に向けた国からの地域活性化交付金などの交付及び地方交付税などの増額もあり、平成22年度決算においては、平成15年度以来7年ぶりに財政調整基金を取り崩すことなく黒字を確保できました。平成23年度決算においても財政調整基金を取り崩すことなく黒字を確保（見込み）することができました。

一方、財政構造の弾力化を示す経常収支比率については、平成22年度（98.7%）、平成23年度（見込み：97.7%）と、徐々に低下していますが、目標数値（95%）の達成までには至っていません。

本市の経常収支比率は他市と比べると、特に公債費や繰出金の影響により高い状況が続いています。今後、長引く景気の低迷や人口減少並びに高齢化の影響による市税の減少や社会保障関係経費の増加はもちろん、さらに、人口増加期に建設された市内の公共建築物やインフラ施設などの公共施設が大規模な修繕や建替え時期を迎えると、その改修費用が膨大となりかつ改修期間が長期化することも踏まえると、本市の取り巻く財政環境は依然厳しく、魅力のあるまちづくりに取り組みながら、安定した財政基盤を確立するためには、更なる改革が必要です。

また、多様化・高度化した市民ニーズに対応するためには、公共サービスの担い手を行政に委ねられてきたこれまでの公共に対する考え方を見直し、市民すべてに関わることとして、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」を築き、推進することが求められます。

これらの視点により、河内長野市がめざすまちの姿を実現する総合計画を円滑に推進し、将来に希望を持てるまちを実現するため、市民と行政が共に考え、それぞれの責任と役割を果たし、地方分権時代にふさわしい自立した元気のあるまちづくりを創造する新たな自治の仕組みづくりをますます推進することが必要です。



みんなで一緒につくるまち

(2) 今後の行財政改革の方向性

今後は、前記の「行財政改革の経緯」を踏まえ、「新たな公共に向けた『協働型行政の推進』」「『選択と集中』による行政運営の推進」「安定した財政基盤の確立」の3つを基本方針として、I 「協働型行政の推進～将来に希望を持てるまちの実現に向けた新たな公共を築きます～」、II 「行政運営の改革～新たな公共における適正な行政サービスを提供します～」、III 「持続可能な財政構造の実現～新たな時代に対応できる財政体質に改善します～」という3つの改革の視点により行財政改革に取り組みます。

特に、IIIの改革の視点「持続可能な財政構造の実現～新たな時代に対応できる財政体質に改善します～」では、本市の財政体質を改善するための目標として、①経常収支比率の改善を主眼とした財政構造の弾力化、②起債残高の抑制、③基金に依存しない財政体質の継続を目標に掲げ、IとIIの改革の視点とともに、第3次行財政改革で設定した課題と、新たな課題を検証しながら、第4次行財政改革大綱を策定し体質改善型の不断の取組みを推進し、市民と共に新たな自治の創造を進めています。

○「新たな自治」の仕組みとは

これから的地方分権時代にふさわしい自立した元気のあるまちを創造するため、本市が目指すまちの姿を実現する総合計画を円滑に推進し、将来に希望を持てるまちを実現できるよう市民と行政が共に考え、それぞれの責任と役割を果たしていく仕組みです。

○「新たな公共」とは

この「新たな自治」の仕組みの重要な要素として、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で公共サービスを担っていく「新たな公共」を築き、推進していきます。

この「新たな公共」とは、「公共= 行政」ではなく、市民と行政の両者がまちづくりの主体として、協力・連携し、共に公共を担っていくという考え方です。

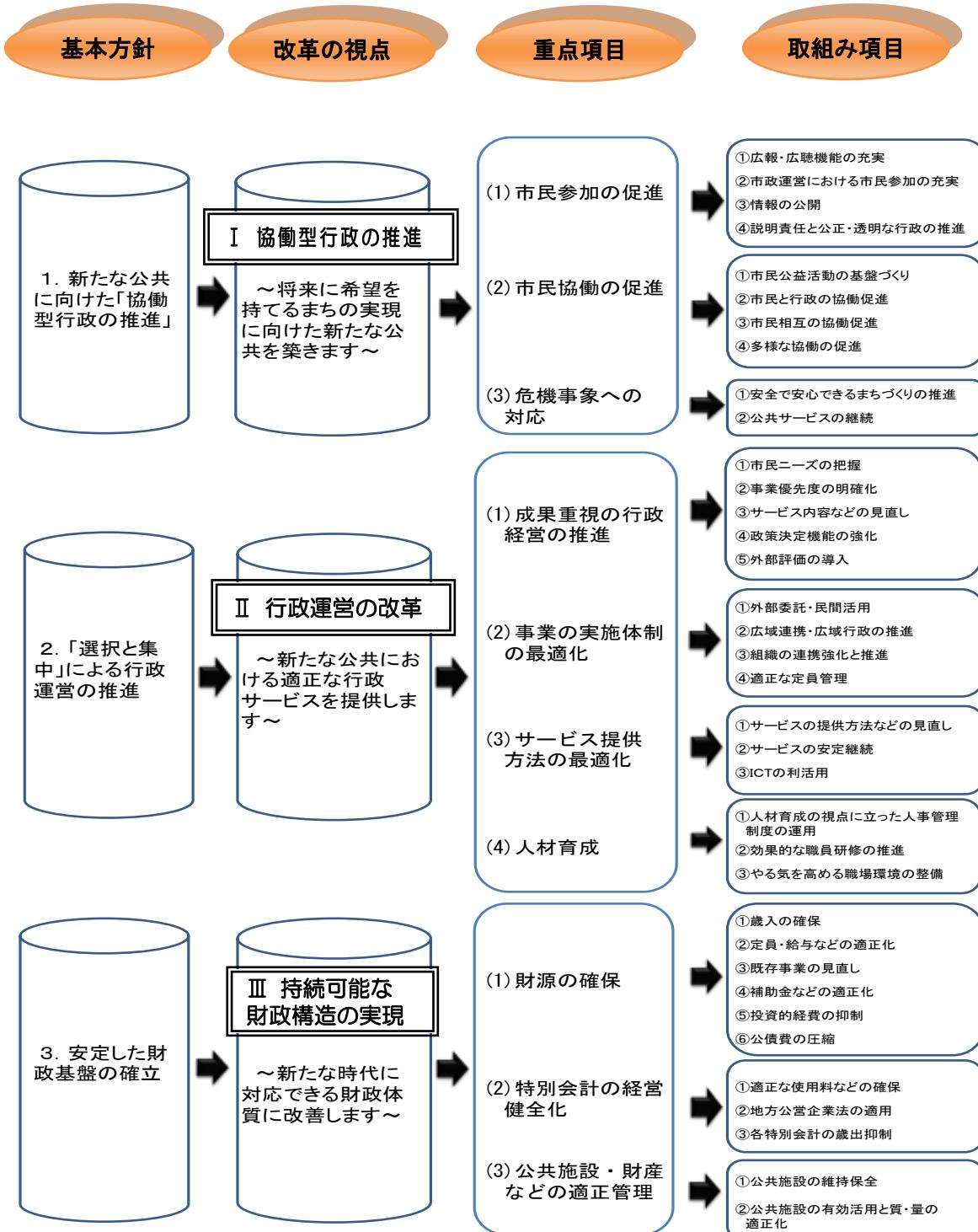
⇒ この「新たな公共」の考え方を基本に「市民と行政」「市民相互」「多様な協働」の3つの協働を推進し、市民協働を推進する体制を整えます。

○「協働」とは

それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等な立場でそれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調することです。



～市民と共に進める新たな自治の創造～ 「わがまちの魅力アップに向けて」





新たな自治の仕組みづくりに向けた行財政改革の必要性と、自治体運営の基本である市民自治の原則・補完性の原則・持続性の原則を踏まえ、第4次行財政改革では、第3次行財政改革で進めてきた基本方針を引き継ぎながら、市民目線での体質改善型の改革を進めています。



1. 新たな公共に向けた「協働型行政の推進」

「行政主導型」から転換し、市民の自発的活動を支援し、市民と行政が、あるいは市民相互がお互いにそれぞれの特性を活かしながら公共サービスを担う新たな公共に向けた「協働型行政」を推進します。

2. 「選択と集中」による行政運営の推進

行政サービスの量的拡大から質的充実へ転換する「選択と集中」による行政運営を推進します。

3. 安定した財政基盤の確立

まちの魅力を向上させ、新たな時代に対応できる安定した財政基盤を確立します。



＜改革の視点 I．協働型行政の推進＞

～ 将来に希望を持てるまちの実現に向けた新たな公共を築きます ～

【重点項目 1】市民参加の促進

協働型行政を推進するためには、市民と行政の信頼関係が維持されていなければなりません。そのため、可能な限り行政情報を公開し、市民との情報共有を図り、さらに市民の行政への参加機会の充実に努めることにより、行政運営の公正性・透明性を確保しつつ、市民参加を促進します。

◆取組み項目◆

①広報・広聴機能の充実

広報紙や市ホームページなどの広報媒体を通じて、行政情報を市民にわかりやすい内容で提供するための広報機能を充実することによって、市民と行政がまちづくりのビジョンや情報を共有するとともに、市ホームページを利用したアンケート結果及び市民の声などを可能な限り市政に反映させるための広聴機能も充実します。

また、市民意識調査や職員が講師となる講座などの機会を通じて、市民ニーズに応える形での積極的な説明機会の充実に努めます。

②市政運営における市民参加の充実

各種審議会への市民参加やパブリックコメント制度など、市民参加の機会につながる各種制度について、全般的に推進し、より一層行政への参加機会の充実に努めます。

③情報の公開

市民の行政に対する理解を促進するため、また、行政監視の強化の観点からも、行政運営に関する情報のより積極的な公開に取り組みます。

公開された会議の議事録公表のほか、市で策定する計画などの取組み状況に関する積極的な公開や、行政内部の運用指針についても可能な限り公開に努めます。

④説明責任と公正・透明な行政の推進

施策の「見える化」「魅せる化」などにより、説明責任をより一層果たすとともに、職員の意識改革を図り、公正・透明な行政を推進します。



【重点項目 2】市民協働の促進

多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、公共サービスの担い手を行政に委ねられてきた「これまでの公共」に対する考え方を見直し、公共サービスは市民すべてに関わることとして、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」を築いていくことが必要です。

この「新たな公共」の考え方を基本に、それぞれの担い手が特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりをめざす「協働によるまちづくり」を実現していくため、「市民公益活動の基盤づくり」「市民と行政」「市民相互」「多様な協働」を促進し、市民協働の拡充をめざします。

◆取組み項目◆

①市民公益活動の基盤づくり

市民協働を促進するため、まず市民の公益的な活動が活発であることが必要です。その活動が活発で自立したものとなるよう、さまざまな側面からの支援を行い、市民公益活動の基盤づくりを進めるとともに、活動を担う人材の発掘や学習・交流の場の拡充を行います。

②市民と行政の協働促進

市民と行政がそれぞれの特性を活かしながら、より良い取組みに結び付けていく「市民と行政の協働促進」が重要となります。そのために、市民と行政の理解促進や市民から募集する協働事業提案制度の運用などにより、市民と行政の協働事業の拡充を図ります。

③市民相互の協働促進

自治会や市民公益活動団体、事業者など、さまざまな市民がお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働促進」が重要となります。そのため、地域住民や各種団体など、さまざまな担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいけるような地域づくりの仕組みの充実を図ります。

④多様な協働の促進

地域や大学、地元企業と連携するなど、多様な協働の取組みを進め、それぞれが自らの知恵や地域資源を循環させることにより地域や社会の課題の解決や、支えあいのまちづくりを推進します。



【重点項目 3】危機事象への対応

市民の生命と財産をさまざまな危機事象から守り、安全で安心な市民生活を確保することは行政の基本的な課題であり、原点であります。しかしながら、災害などのさまざまな危機事象に対して行政のみでは十分に対応できないことから、市民や関係機関、団体などと協力し人命の安全確保や生活の維持を図る必要があります。

そこで、各主体の役割分担などを踏まえ、協働による体制整備などの取組みを進め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

◆取組み項目◆

①安全で安心できるまちづくりの推進

防災、防犯、防火、交通安全などに対して市民の意識を日頃から高めるとともに、「自助、共助、公助」のそれぞれの視点で、さまざまな主体の連携・協働による着実な取組みを進め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

②公共サービスの継続

大規模災害発生時に可能な限り早期に市民生活が安定するよう、市民をはじめ事業者やN P O団体などの協力や協働も視野に入れつつ、必要となる公共サービスの実施や維持継続などに取り組みます。





＜改革の視点Ⅱ．行政運営の改革＞

～ 新たな公共における適正な行政サービスを提供します ～

【重点項目 1】成果重視の行政経営の推進

行政サービスの提供に当たっては、さまざまな観点からその効果などを検討し、行政評価の仕組みも活用しながら施策の「選択と集中」を行い、成果重視の行政経営を行うものとします。その際、市民が望むサービスの的確な把握に努めるとともに、総合計画の推進や市長マニフェストとして位置付けた事業の推進を念頭に置きながら実施します。

また、施策の「選択と集中」などによる成果重視の行政経営については、行政評価の運用改善に引き続き取り組むとともに、行政経営そのもののP（計画）D（実施）C（点検・対処）A（見直し）がより一層機能向上するよう取り組みます。

◆取組み項目◆

①市民ニーズの把握

施策の選択を適切に行うため、市民意識調査などの広聴機能の充実により市民ニーズの把握に努めます。

また、日頃の市への要望、提言など市民ニーズの情報を一元化し、その情報を庁内で共有します。

②事業優先度の明確化

事業の選択のためには、市民ニーズのほか、施策に対する貢献度、有効性、妥当性、効率性などに基づき事業優先度を検証するとともに、組織目標を達成するために目標管理制度の活用を図ります。

また、社会的セーフティネットを念頭に置きつつ、第4次総合計画がめざすまちの姿を実現するためのサービスの提供や市長マニフェストとして位置付けた事業の推進に努めます。

③サービス内容などの見直し

施策のサービス内容などについては、市民ニーズなどを踏まえながら効率性・効果性などの視点で見直しを行います。

また、民間活力の広がりや新たな公共の視点を踏まえながら、行政の役割・責任を再確認し、行政資源を効率的・効果的に投入します。

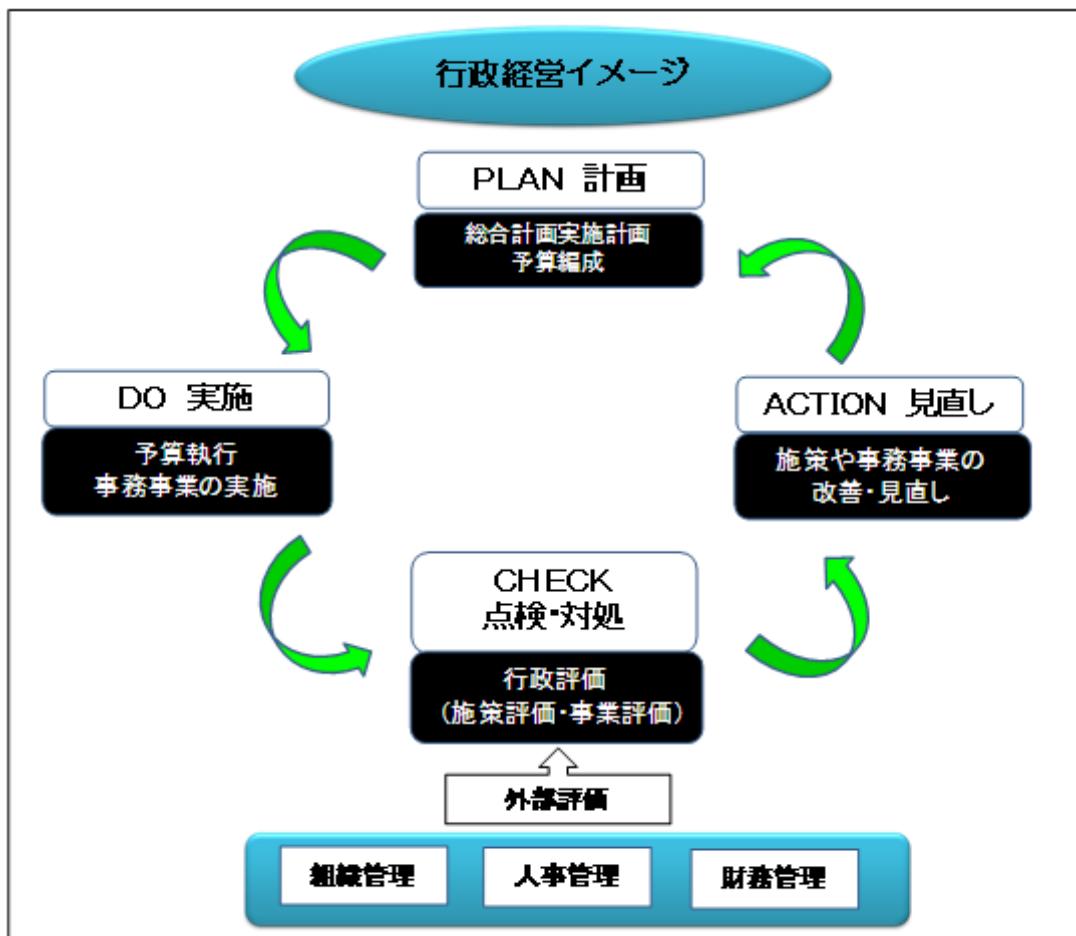
④政策決定機能の強化

施策の「選択と集中」をはじめとして、市が判断し、決定していくべき事案はますます多様化・高度化していることから、事業評価から施策評価へ繋げる行政評価

の活用の充実や運営改善を図るとともに、行政経営そのもののP D C Aのより一層の機能向上を図るために、P・D・C・Aそれぞれの部分の仕組みの充実・改善を図ります。

⑤外部評価の導入

行政評価の結果については、市民への公表や市民などで構成する第三者による評価を導入し、市民目線でのサービスの改善などを図ります。





【重点項目 2】事業の実施体制の最適化

地方分権や広域行政の進展により市の事業及び責任が増大した一方で、規制緩和などにより従来、行政が担ってきた事業について、民間に任せることのできる範囲が拡大しています。

このような状況において、増大する市の事業や責任に対し、より少ない職員でより質の高いサービスを提供するための広域連携や広域処理、その他体制を検討するとともに、より質の高いサービスをどのようにして効率的・効果的に提供することができるかを民間や外部委託の手法を含めて検討し、その実現を図ります。

◆取組み項目◆

①外部委託・民間活用

市の事業について、行政自らが実施しなければならないか、同種のサービスが民間で実施されており、民間に任せることが効率的・効果的であるかなどの観点で事業の分類、整理を行い、行政の領域の見直しを行います。

その見直しを踏まえ、事業の民営化、指定管理者制度の活用及び協働、民間委託の推進などを行い、市が実施する事業の絞り込みを行います。

②広域連携・広域行政の推進

市の事務や、国、府からの権限移譲事務などの中で、事業の専門性が高く、技術者などの確保が必要な事務や、一定のスケールメリットを生かすことで事務の効率化が期待できる事務について、他自治体との広域連携、広域処理などにより、行政サービスの効率化を推進します。また、可能な範囲で事務の共通化を進めるなど広域行政の推進に努めます。

③組織の連携強化と推進

市民ニーズに的確に対応できるよう、スリムで迅速な意思決定や事務の実施ができる行政組織の整備に努めるとともに、人的配置や庁内の連携強化により組織の能力を十分に発揮させ、効率的・効果的事務の遂行を図りながら、新たな行政課題に迅速に対応できる組織の弹力的運用、協力体制の強化などを図ります。

④適正な定員管理

多様な行政ニーズや国・府からの権限移譲に適正に対応しつつ、行政サービスの向上に努め、職員数を可能な限り抑制し、必要最小限の職員で最大限のサービスを提供できるよう、適正な定員管理を行います。

また、具体的な職員配置については、施策の「選択と集中」に基づき、必要な事業に対して重点的に行うなど柔軟な対応を行います。



【重点項目 3】サービス提供方法の最適化

市民目線で市民満足度の高いサービスを提供するため、費用対効果を十分検証しながら、サービスの提供方法などの充実に努めます。

また、災害時に優先的に回復すべき行政サービスについて、その検討を進め、準備を行います。

◆取組み項目◆

①サービスの提供方法などの見直し

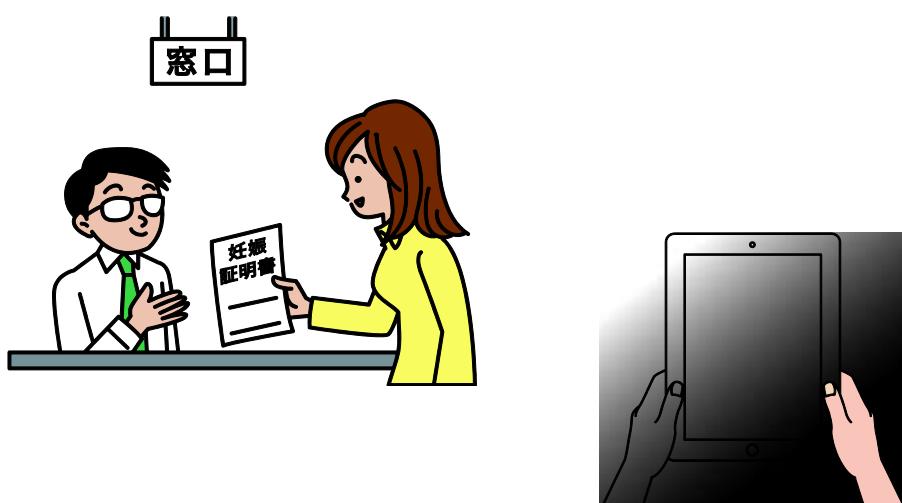
市民満足度の高いサービスを提供するため、市民ニーズの把握や行政評価を活用するなどサービスのあり方の見直し、ワンストップの推進などのサービスの提供方法の改善や手続きの簡素化など、市民の目線に立ったサービスの充実に努めます。

②サービスの安定継続

災害発生時に可能な限り早期に市民生活が安定するよう、行政として必要となるサービスの維持継続などの取組みを進める中で、優先度の高い既存サービスを選択し、当該サービスの早期回復、安定継続が可能なように対策を講じます。

③ICT の利活用

従来から電子市役所の構築を目標として、ICTの利活用を推進してきましたが、今後とも費用対効果が図られることや業務再構築（BPR）を前提としたICT化を進め、市民ニーズに的確に対応できるサービスの提供及び情報発信基盤としての利活用を図ります。





【重点項目 4】人材育成

職員の資質のより一層の向上を図り、個々の職員の持つ能力を最大限に発揮できるよう、人材育成の視点に立った人事管理制度の運用、協働型行政を担う職員育成などの職員研修の推進・充実、職場環境の整備などを行うとともに、これら相互の連携強化を図りながら計画的、総合的に人材の育成を推進します。

◆取組み項目◆

①人材育成の視点に立った人事管理制度の運用

より良い人材の確保を図るとともに、職員の意欲や能力、職務経験などを十分に活用するため、計画的な人事異動を推進するほか、人事評価制度を活用して人材育成を効果的に行うとともに、能力と業務実績をより反映した給与制度の検討を進めます。

②効果的な職員研修の推進

ますます多様化・高度化する行政課題や急激な社会環境の変化に適切に対応できる職員の育成を図るため、職場研修の推進（OJT）、職場外研修の充実、協働意識を高めるための職員研修の推進など、さらに効果的な研修システムの確立を図ります。

③やる気を高める職場環境の整備

職場は、職員が仕事を通じて自らの能力を発揮する場であると同時に、能力を開発する場でもあることから、職員一人ひとりが常に学ぶ意欲と問題意識を持ちながら仕事に取り組み、職員相互が啓発し合うとともに、業務の改善や提案など業務上の議論を活発に行えるような風通しの良い学習的な職場風土づくりを行っていきます。





<改革の視点III. 持続可能な財政構造の実現>

～新たな時代に対応できる財政体質に改善します～

【重点項目 1】財源の確保

人口が減少していくなか、本市のまちの魅力向上は喫緊の課題であります。財政を取り巻く環境が右肩下がりの時代のなか、健全な財政を維持しながら、魅力向上に寄与する新規・充実施策の財源を確保するため、既存の施策を常に見直しすることで、時代や市民ニーズに適合した施策の再構築を進めます。

◆取組み項目◆

①歳入の確保

税などの徴収率の向上はもとより、市が有する債権の回収の強化を図ります。また、サービスを享受する市民に適正な負担を求めるほか、その他の収入を確保する方策について検討します。

②定員・給与などの適正化

職員の定員については、組織機構や事務事業の見直し、民間委託の推進などを踏まえ、定員適正化計画に基づき、必要最小限の適正な配置に努めます。また、職員給与についても、国や他の地方公共団体などの状況を考慮しながら、特別職も含め、適正な水準の確保に努めます。

③既存事業の見直し

行政の内部管理経費の効率的運用及びコスト縮減をはじめ、民間活力の積極的な利用を図るとともに、行政評価を活用し、事業の優先度を明確にすることで限られた財源の中で、より効果的な事業の選択を行います。

また、新規・充実施策の実施にあたっては、スクラップアンドビルトの考え方を徹底し、事業を展開していきます。

④補助金などの適正化

補助金などについて、社会経済情勢の変化などによって、存続する意義が薄れたもの、補助による効果が薄れたものなどは、廃止、縮減を行います。また、外郭団体などにおいても、経営努力を促し、自主自立を阻害するような補助の実施を見直すことで、経常的な補助金の総額抑制を図ります。

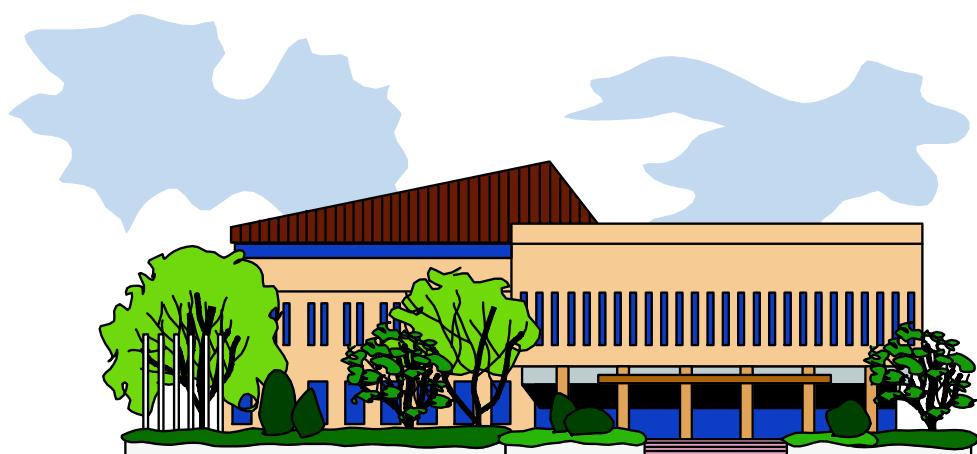
⑤投資的経費の抑制

現有の公共施設においては、老朽化が進み、その維持改修に相当な費用が見込

まれるなか、更なる公共施設の建設は、将来世代に対し、大きな負担となります。今後も、公共施設の建設にあたっては必要最小限にとどめ、その他の公共事業においても、事業の縮小や実施時期の繰り延べなどを含め、投資的経費の平準化とその抑制に努めます。

⑥公債費の圧縮

将来世代の負担軽減の観点から、市債の新規発行をはじめ、過去に借り入れた市債の借換債の発行は、減債基金を活用しながら極力抑制するとともに、繰上償還についても可能な限り実施することで、将来の公債費の圧縮を図ります。





【重点項目 2】特別会計の経営健全化

特別会計については、事業の効率化と受益者負担の適正化による経営の健全化を図り、独立採算による経営を原則として、一般会計からの適正な繰出しに努めます。

◆取組み項目◆

①適正な使用料などの確保

独立採算の原則を念頭に、各事業の効率化や経済状況などを踏まえたうえで、適正な使用料などを設定し、その収入確保に努めます。

②地方公営企業法の適用

下水道事業については、下水道施設が恒久的な財産であり、健全な経営構造のもとに適切に維持しつつ、その利用に供していかなければならないという考え方のもと、地方公営企業法の適用に向けた取組みを行います。

③各特別会計の歳出抑制

介護保険給付費などの増加は、介護保険料などの上昇を招き、被保険者の負担が増すとともに、一般会計の負担、いわゆる税による負担の増加にも繋がります。各特別会計それぞれの給付費などの抑制に向けた取組みを積極的に行うことで、経営の健全化を図ります。





【重点項目 3】公共施設・財産などの適正管理

既存の公共施設の老朽化に伴い、維持改修経費の増加は大きな財政負担になることが予想されています。このようなことから、維持改修経費の平準化を進め、公共施設の適正な維持保全を行い、長寿命化を図ったうえで、良質な資産として有効活用するための取組みを行います。

◆取組み項目◆

①公共施設の維持保全

膨大な量の公共施設を維持するためには、効率的・計画的に維持改修費用を投入する必要があるとともに、それに係る所要財源を確保することも重要です。そこで、各年度の歳入だけでは対応できない維持改修に係る所要財源を計画的に確保し、ファシリティマネジメント（※）を活用したうえで、効果的・継続的な維持改修の実施に努めます。

（※）公共施設などの社会資本を経営資源と捉え、経営的視点に基づき、コストの最小化や施設効用の最大化を図るため、適正に管理、活用していく経営的管理手法のこと。

②公共施設の有効活用と質・量の適正化

人口減少、少子高齢化という現状のもと、施設総量の縮小を如何に進めるか、身の丈にあった施設保有が課題となります。既存施設（資産）の有効活用をさらに図り、各公共施設の統合・廃止も検討します。





第4次行財政改革の実施期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

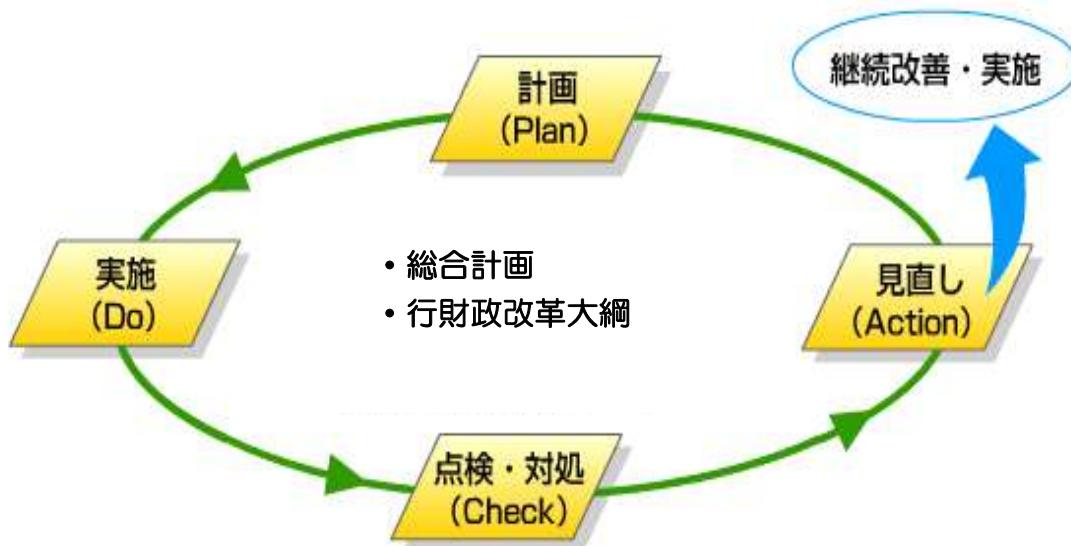
その間の取組み項目については、必要に応じて適宜見直しを行いながら進めます。

第6章 行財政改革の推進と進行管理

行財政改革を計画的かつ着実に推進していくために、すべての職員が一丸となって推進しP D C Aのマネジメントサイクルに基づく適正な進行管理を行います。

また、行財政改革の取組み項目や実績などについては、市民目線、市民感覚を取り入れた市民公募や学識経験者などで構成する外部組織の意見を聞くとともに、市ホームページなどを通じて「見える行政」「魅せる行政」を念頭にできる限りわかりやすく公表し、広く市民の理解を求めていきます。

【P D C Aサイクルイメージ図】





行	用語	よみがな	解説	掲載ページ
あ行	ＩＣＴ	あいしーてい	Information and Communication Technology の略 主にパソコンや携帯電話などを利用した、コンピューターやデータ通信に関する情報通信技術を総称的に表す語	1. 4. 12
	新たな公共	あらたな こうきょう	「公共＝行政」ではなく、市民と行政の両者がまちづくりの主体として、協力・連携し、共に公共を担っていくという考え方のこと	2. 3. 4. 5 6. 7. 9
	一般会計	いっぽん かいけい	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計のこと	16
	NPO団体	えぬぴーおー だんたい	Non Profit Organization の略 営利を目的とせず、不特定多数のものについて、利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体のこと	8
	OJT	おーじえい てい	On-the-Job Training の略 上司や先輩が部下や後輩に対して、業務に必要な知識や技術などを実際の業務を通じて指導し、習得させる教育訓練のこと	13
か行	外部評価	がいぶひょうか	行政が展開する政策・施策などに対して、学識経験者や市民などで構成する第三者機関などが評価を行うこと	4. 10
	借換債	かりかえさい	既に発行したものを借り換えるために発行する地方債のこと	15
	危機事象	ききじじょう	市民の生命、身体及び財産に被害を与える事態、又は市民生活に支障を及ぼす事態のうち、武力攻撃事態等を除いたもののこと 本大綱においては、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震などの災害を含む	4. 8
	協働事業提案制度	きょうどうじぎょう ていあんせいど	市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働することで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、市行政への住民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくための制度のこと	7

行	用語	よみがな	解説	掲載ページ
か行	行政経営	ぎょうせい けいえい	行政運営を「統治・管理（ガバナンス）」中心から「経営（マネジメント）」中心に転換し、民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れながら、そのマネジメント能力を高め、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという考え方のこと	4. 9. 10
	行政評価	ぎょうせい ひょうか	市が行っているサービスに対し、市民の視点で成果目標を設定し、その達成度を中心的な評価軸とし、限られた資源（人・もの・税金）を有効活用するための評価のこと	9. 10. 12 14
	協働	きょうどう	それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれが持つ資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること	1. 3. 4. 5 6. 7. 8 11. 13
	業務再構築 (B P R)	ぎょうむさい こうちく (びーぴーあ ーる)	Business Process Reengineering の略。収益や顧客満足度の向上を目的にして、業務内容や業務の流れ（ビジネス・プロセス）を見直すこと	12
	繰上償還	くりあげ しょうかん	償還期限の定めのある地方債を、償還期限前に元本の一部または全部を償還すること	15
	繰出し	くりだし	特別会計あるいは公営企業・公営事業会計に対して支出するお金のこと	16
	経常収支比率	けいじょう しゅうしひりつ	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、市税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源収入）の総額に対し、人件費、公債費などのように毎年度継続的に支出される経費に充当された一般財源の額（経常経費充当一般財源）が占める割合のこと	2. 3
	減債基金	げんさいききん	地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のこと	15

行	用語	よみがな	解説	掲載ページ
か行	公共施設	こうきょうしせつ	直接に国民の利用に供することを目的として、国、地方公共団体またはそれらによって設立された法人によって設置・運営される病院・図書館・市民会館・保育所等の施設のこと	2.4 14.15 17
	公債費	こうさいひ	市が借り入れた市債の元金及び利子の償還費のこと 公債費は義務的経費の一つであり、これが歳出中の比重を高めることは、財政の硬直化を招くことになる	15
さ行	財政調整基金	ざいせいちょうせいけいきん	地方公共団体における年度間の財源の不均等を調整するための資金を積み立てる基金のこと	2
	三位一体改革	さんみいっついかいかく	国と地方の税財政の仕組みを変える改革のことで、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しという三つの柱を同時に進める改革のこと	2
	市債	しさい	市が発行する地方債のこと、金融機関等から借り入れたお金のこと。償還（返済）は会計年度をまたぐもの	15
	自助、共助、公助	じじょ、きょうじょ、こうじょ	「自助」とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ること 「共助」とは、地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うこと 「公助」とは、市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと 災害時には、自助・共助・公助がお互いに連携し一体となることで、災害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるもの ※「補完性の原則」参照	8
	持続性の原則	じぞくせいのげんそく	将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと	5

行	用語	よみがな	解説	掲載ページ
さ行	指定管理者制度	していかんりしゃせいど	平成15年の地方自治法改正により、公の施設の管理について、市の出資法人、公共団体に加えて民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含め、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のこと ※「公の施設」普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設をいう	11
	市民意識調査	しみんいしきちょうさ	河内長野市で毎年度実施している市民意識を調査し、市政に反映することを目的としたアンケート調査のこと	6.9
	市民公益活動	しみんこうえきかつどう	市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと	4.7
	市民自治の原則	しみんじちのげんそく	自分たちのまちづくりを、自分たちで考え方行動していくこと	5
	社会的セーフティネット	しゃかいてきせーふていねっと	社会的な安全網 経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策のこと	9
	審議会	しんぎかい	市民、各種団体代表、学識経験者などで構成され、市の担任する事務について、調停、審査、審議又は調査・研究などをを行うため、法令、条例、規則又は、要綱などの規定により設置する審議会、協議会などの合議制の会議のこと	6
	人事評価制度	じんじひょうかせいど	単に「人を評価する」ものではなく、仕事の成果や発揮された能力を的確に把握し、期待する職員像に向けて、人材育成を効果的に推進するための基礎となるもの	13
	スクラップアンドビルド	すくらっぷあんどびるど	事業の再構築や再配置のことで、古いものを潰して新しいものに作り変えること	14
	スケールメリット	すけーるめりっと	同種のものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点のこと。	11
	説明責任	せつめいせきにん	アカントビリティ（accountability の訳語）説明の必要な事柄、また、説明を求められた事柄について当事者が十分な説明を為すべき責任のこと	4.6

行	用語	よみがな	解説	掲載ページ
さ行	総合計画	そうごうけいかく	現在は、第4次（平成18年度から10年間を計画期間）として、取り組み中 長期的な「まちづくり」を計画的・総合的に進めるための指針となる計画のこと	1.2.3.9 .18
た行	体質改善型	たいしつかい ぜんがた	人間の体でいえば、食事改善や運動などにより体の中の性質を変え、自然治癒力を高め病気や体調不良を改善させ、さまざまな生活環境の変化に対応できる健康体を保つこと 本市に置き換えると、職員の意識改革や行政経営手法の改革などにより、限られた経営資源（人・物・金・情報など）の活性化を高め経営状況を改善させ、将来の人口減少時代の中での行政ニーズへの対応を可能とする行政組織を堅持すること また、改善は一度に達成できるものではないことから、改善型の意味には、改善メニューについて環境の変化に合わせて、その都度見直し、追加をしていくことを含ませていること	3.5
	地域資源	ちいきしげん	自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと	7
	地方公営企業法	ちほうこうえ いきぎょうほ う	公営企業とは、地方公共団体が経営する「企業」のこと、水道事業などが公営企業とされている 公営企業の能率的な経営を促進させる目的のために、地方公営企業法が設けられており、地方公営企業の財務及び身分を規定している法律のこと	4.16
	地方交付税	ちほうこうふ ぜい	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のこと	2

行	用語	よみがな	解説	掲載ページ
た行	地方分権	ちほうぶんけん	国に集中している権限や財源を都道府県や市町村に移し、住民と自治体が協力して、地域のことは地域で決められるようにすること	1. 2. 3 11
	定員適正化計画	ていいんてきせいかけいかく	行政需要の動向を見定めた適正な職員の配置を行いながら、効率化を図ることにより更なる職員数の削減に努め、効果的な体制を確立するための計画のこと	14
	投資的経費	とうしてきけいひ	歳出を性質別に分けた場合の1区分 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費のこと	14. 15
	独立採算の原則	どくりつさいさんのげんそく	地方公営企業法において地方公営企業の特別会計における経費は、原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入を以って充てなければならないということ	16
は行	パブリックコメント	ぱぶりっくこめんと	市の施策等について、事前にその案を公表し広く意見を求め、提出された意見を考慮して市の意思決定を行うとともに、考え方を明らかにする一連の手続のこと	6
	P D C A	ぴーでいーしーえー	Plan・Do・Check・Actionの略。事業活動の「計画」「実施」「点検・対処」「見直し」のサイクルのこと	9. 10. 18
	ファシリティマネジメント	ふあしりていまねじめんと	公共施設などの社会資本を経営資源と捉え、経営的視点に基づき、コストの最小化や施設効用の最大化を図るため、適正に管理、活用していく経営的管理手法のこと	17
	補完性の原則	ほかんせいのげんそく	一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場所で行い、それが困難な場合は、より大きな単位に委ねていくこと（自助・共助・公助の関係を説明する場合に用いられることが多い）	5

行	用語	よみがな	解説	掲載ページ
ま行	まちづくり交流会	まちづくり こうりゅうかい	個人やさまざまな団体で活動する人が、気軽に集い、参加者同士が地域の多様な課題を共有し、連携しながら主体的な気づきを生み出すことを目的とした「ラウンドテーブル（円卓会議）」とも呼ばれるもので、参加者が自由に集い、地域の課題や話題を語り合い、聴きあう、対等な対話の場のこと	1
	マニフェスト	まにふえすと	もともとは「宣言」「声明」という意味 最近は、選挙において有権者に政策本位の判断を促す目的として、政党または首長・議員などの候補者が当選後に実行する政策を予め確約（公約）し、それを明確に知らせるための宣言、声明の意味で使われることが多い	9
わ行	ワンストップ	わんすとっぷ	1か所で用事が足りること。1か所で何でも揃うこと	12

河内長野市役所 総務部 行政改革課・財政課



〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

TEL (0721)-53-1111 (代表)

E-mail : gyoukaku@city.kawachinagano.lg.jp
